

令和4年度 周南市隣保館運営委員会議事録

1 開催日時 令和4年8月3日（水）13時30分から

2 開催場所 周南市役所本庁舎1階多目的室

3 出席委員

委員（8名）	宮本会長、福田副会長
※2名欠席	浅田委員、浅田委員、中村委員 長野委員、磯村委員、河口委員
事務局（7名）	環境生活部長、人権推進課3名、隣保館長3名

4 開 会

5 あいさつ

6 委員・事務局紹介

7 会長・副会長の選任

8 議 題

○「令和3年度事業実績及び令和4年度取組状況について」

（会 長） それでは、次第によりまして議事を進めてまいります。

議題1「令和3年度事業実績及び令和4年度取組状況について」事務局から説明をお願いします。

（事務局） それでは、議題1「令和3年度事業実績及び令和4年度取組状況について」ですが、こちらは隣保館館長よりご説明いたします。
川崎会館の館長からお願いします。

(事務局) それでは、川崎会館から説明をいたします。資料は1～3ページです。

1 ページ目の隣保館運営事業実施計画書は、事業の目的と川崎会館の概況を記載しております。

2 ページ目の運営事業実績計画表は、事業別の前年度の事業実績と今年度の事業予定を記載しております。前年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う貸館利用休止の期間があったため、例年と比較して、利用実績は大幅に減少しております。今年度の実施事業等については、前年度と大きな違いはありません。相談事業については、日常生活に関する内容が主なものとなります。クラブ活動は、グランドゴルフ・卓球等になります。講習会については、教室等の活動状況を記載しております。その他の各種団体等については、自治会やいきいきサロンになります。

3 ページ目の行事一覧表は、啓発・広報や事業等の活動計画を記載しております。広報活動は、活動内容の周知を図るために、毎月1回館だよりを発行しております。今後、更なる紙面の充実に努めて参ります。

また、人権スローガンについて、富田東小学校の生徒に、夏休みの宿題として募集をかけました。川崎会館まつりは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の徹底が困難なことから、令和2、3年度と2年連続中止しております。令和4年度は、日程は決定しておりますが、新型コロナウイルス感染症の今後の状況を鑑みて、実施の可否を判断したいと考えております。

次に、地域交流促進関係として、川崎地区連絡協議会を原則毎年4回開催しております。この協議会は、川崎西・川崎東・川崎南・明石・川手の5自治会の自治会長で構成された組織で、館の運営に関して、地元の意見を集約し協議するための当館独自の会になります。富田川を美しくする会が主催する納涼盆踊り大会は、令和2～4年度と新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、中止となりました。館としては、地域交流の輪を広げる地域交流促進事業として、今後も富田川を美しくする会の活動に積極的に協力して参ります。

最後になりますが、建物及び設備の老朽化が進んでいることから、施設の改修等については、地域の皆様が安全・安心にご利用いただけるよう、施設の所管課である人権推進課と連携を図りながら取り組んで参ります。

川崎会館は以上になります。

(事務局) 次に、尚白園に関して説明いたします。資料は4～6ページです。

4ページ目の概況について、大きく変わった点として、令和2年度に耐震改修工事を行い、施設の耐震化を終えています。また、施設の中に子育て支援センターが併設しております。

次に5ページ目の実績計画表について、川崎会館の際にも説明がありましたように、尚白園に関しても、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度の実績は、例年と比較すると大きく減少しております。令和4年度についても、先が見通しにくいことから、令和3年度の実績ベースで計画を立てております。計画の中で大きく変わった点として、相談事業に関して、6ページ目の行事一覧表にも記載しておりますが、今回、新たな試みとして、特設相談所を開設予定としております。スケジュールとしては、8月に1回目、10月に2回目、12月に3回目の計3回で、1回目については、高齢者を対象にしており、主に、介護・年金・人権問題等に関して、社会保険労務士や人権擁護委員等の方々にご相談いただくという形にしております。

なお、行事一覧表については、あくまで現時点での予定であることから、新型コロナウイルス感染症の今後の感染状況によっては、変更等が考えられます。尚白園は以上になります。

(事務局) 続きまして、東福祉館に関して説明いたします。資料は7～9ページです。

東福祉館についても、これまでの館の説明と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響をここ数年受けております。

7ページ目については、施設の事業目的や概況が記載してあります。

8ページ目については、事業実績として、まず、相談事業に関して、生活相談が29件ありました。次に、生活改善指導が30回あり、主に介護予防運動を行っております。次に、図書館閲覧については、蔵書数が約900冊で20人の利用がありました。次に、クラブ活動は、スポーツ関係の利用が213回ありました。主なものは、卓球・居合道・ヨガになります。その他に、講演会を9回行っております。主なものは、同和問題を語る会と人権セミナーになります。次に講習会として、手芸・生花・洋裁等を含め322回、夏休み子ども塾を3回、AED講習会を1回行いました、次に、会議室利用については、自治会総会や館

長会議等を含め、18回の利用がありました。最後に、その他については、館だよりを12回発行しており、選挙に係る会場利用が3回、防火訓練が3回、各種団体等として、いきいきサロン等の利用が6回ありました。

初めにも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、貸館業務を休止した時期があるため、館の利用数は、例年と比較すると、随分減少しております。令和4年度の予定については、実績計画表に記載のとおりです。

9ページ目の行事一覧表については、まず、館行事に関して、概ね現時点で計画通りに進んでおりますが、盆踊り大会については、中止が続いているため、地域で話し合いを行った結果、今回の中止をもって幕を閉じることとなりました。同和問題を語る会を2か月に1回、講座生代表者会議・人権セミナーを7月19日に実施、8月10日にふれあいの会実行委員会を実施予定で、例年11月に実施するふれあいの会(今年度は11月12日予定)の開催可否に関して協議予定です。ただし、7月に入って市内の感染者数が毎日100人程度で推移しているため、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の動向も踏まえた上で、検討していく所存です。他には、8月に消防訓練、9月に同和問題を語る会を行い、ふれあいの会実行委員会については、8月の会議でふれあいの会の開催が決定した場合についてのみ行う予定です。ふれあい事業(資源物回収)は、9月28日に実施予定です。10月のふれあいの会実行委員会についても、9月に行う場合と同様になります。ふれあい事業(芋掘り)は、10月28日に実施予定です。11月からは、介護予防教室が始まる予定(～3月)です。12月には消防訓練を実施予定です。3月には同和問題を語る会、介護予防教室、人権セミナー、消防訓練、ふれあい事業(資源物回収)を実施予定です。以上が館行事になります。

館以外行事として、館長会議(4月から3か月ごとに月1回)と、5月に老人憩いの家運営委員会を実施しました。6月に太華ブロック人権推進協議会総会の書面決議をしており、11月17日に太華ブロック人権セミナーを実施予定です。他には、小中学校や久米地区コミュニティ、社会福祉協議会、山口県隣保館連絡協議会の行事等があります。以上で説明を終わります。

(事務局) 続きまして、高水会館の説明に移ります。資料は10～12ページです。

まず、10ページ目の施設の概況については、延床面積で見ると、4館中高水

会館が一番小さいですが、これは平屋というのも影響していると思われます。

次に、11 ページ目の事業実施計画については、令和3年度実績と令和4年度計画に関して、12 ページ目の令和4年度行事一覧表に基づいて、説明いたします。館の特徴的な事業としては、6月の人権スローガン募集に関して、人権スローガン自体は高水会館独自の事業ではありませんが、山口県の人権対策室が県民に広く人権の標語を募集するにあたり、高水会館では、伝統的に旧熊毛町内の小中学校・高校の児童生徒や一般の方に対し、作品の募集を働きかけておりました。最終的に12月頃に県が受賞作品を決定するものであり、昨年度の実績としては、829 作品の応募があり、県の一般の部の最優秀賞が、高水会館から応募された方でした。

8月に開催予定としている夏休みお楽しみ講座については、小学生向けの色々な体験教室を実施しております。令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、相当規模を縮小して実施しましたが、令和4年度は、影響を受ける前とほぼ同規模の規格で、実施を進めております。当然、定員制限や3密の回避を前提にした上での実施とはなりますが、実際、定数を上回る応募をいただいていることから、開催できて良かったと思っております。

最後に、10月と3月に身近な人権を考える集いとありますが、半年に1回、人権をテーマにした講演会を開催しております。参加者自体は、15、6人程度の小規模なものではありますが、隣保館の設置目的の1つである人権をテーマにコロナ禍でも開催できるように、市の出前トークを利用して、障害者や高齢者等に関する人権問題に沿った講演会を開催して、人権について考える機会としています。以上です。

(会 長) ただいま、事務局より説明がありましたが、委員の皆様からご意見等がありましたら、お願いします。

(委 員) 特になし。

○「周南市隣保館施設分類別計画改訂案について」

(会 長) 続きまして、議題2「周南市隣保館施設分類別計画改訂案について」事務局から説明をお願いします。

(事務局) それでは、議題2「周南市隣保館施設分類別計画改訂案について」事務局から説明いたします。

この計画は、国のインフラ長寿命化計画に基づき、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めるもので、平成30年に策定し、計画期間の5年間を経過するため、改訂いたすものです。

計画策定に先立ち、利用者の皆さまを対象にアンケートを実施しましたので、まず、その報告をさせていただきます。

資料の「隣保館利用者アンケートの実施結果」をご覧ください。

アンケート期間は令和4年6月13日から7月12日で、回答総数 274件(尚白園83件、東福祉館15件、川崎会館119件、高水会館57件)でした。

Q1の性別についてですが、回答者の4分の3以上の方が女性となっております。利用者も女性が多い状況にあると思われれます。

Q2の年齢は、全体で70代以上の方が過半数となっております。特に、東福祉館、高水会館の70代以上の回答者は80%以上になっており、利用者の高齢化が進んでいるものと思われれます。

次ページのQ3、利用頻度については、全体で週1回以上利用している方が過半数となっている状況でした。

Q4の主な利用目的ですが、全体で講座や教室で利用している方が70%を超えている状況です。

次ページからのQ5～Q9の項目は、施設、備品、全体の満足度についての問いになりますが、比較的満足度は高い状況でした。

Q10は、管理・運営についてのお気づきの点ですが、各施設ともに、施設・設備の改善に関する意見が多く、施設・設備の老朽化に伴うもの、バリアフリーに係るもの等がありました。

続きまして、周南市隣保館施設分類別計画改訂案をご覧ください。

この改訂案は、あくまでも現時点での案となるため、今後、訂正が入ることもありますので、ご了承ください。

まず、1ページに、第1章 本計画の目的、第2章 施設の設置目的と経緯を掲げています。

隣保館は、社会福祉法に基づく隣保事業を実施する施設として設置しており、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、事業を行うことを目的としています。

次に、2ページ、3ページをお開き下さい。第3章 対象施設の一覧で、隣保館4館を掲げています。

次に、4ページをお開き下さい。第4章 施設の現状と課題ですが、サービスの現状と課題として、人権に関わる課題は、ますます多様化し、複雑化してきております。

平成28年には、部落差別解消法等が施行され、人権啓発の拠点としての隣保館の役割は増しているとともに、地域コミュニティの拠点として、教養・文化活動等地域住民の交流を図っています。

4館を合計した利用者数は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、最近の3年間で約44%減少しています。

また、隣保館は災害種別にもよりますが、避難所としても位置付けられています。

次に、5ページをご覧ください。建物の現状と課題ですが、4館すべての隣保館が昭和40年代に建設されたもので、建築後50年以上経過しています。

尚白園と東福祉館は平成29年度に第二次耐震診断を実施した結果、補強が必要とされたため、尚白園は令和2年度に耐震改修工事を実施し、東福祉館は令和4年度に実施設計を実施の上、令和5年度に耐震改修工事を実施する予定としています。

次に、6ページをご覧ください。第5章 今後の施設の方向性では、「機能の評価・検証シート」等を用いて、一次評価を実施したところ、すべての隣保館の施設の方向性は、「受益者負担の見直し」となりました。優先度は、尚白園及び東福祉館が「比較的高くない」、川崎会館及び高水会館が「非常に高い」となりました。

次に、7ページをご覧ください。総合評価で、まず基本的な考え方ですが、隣保館は、コミュニティセンターとしての機能を果たし、また、平成28年度には人権に関する三つの法律が施行され、その啓発を担う拠点施設としての役割も増していることから、今後も継続して事業を実施し、継続利用とします。

今後は、建築後50年以上を経過していることから、適宜、建物等の状況把握に努めるとともに、必要な修繕、安全対策等を講じます。

一次評価で受益者負担の見直しが示されましたが、社会福祉法の第2種社会福祉事業として「無料又は低額な料金でこれを利用させる」施設という趣旨に則り、引き続き使用料を無料として取り扱います。

次に、具体的な方針ですが、8ページをお開き下さい。各施設ともに、建物の維持保全に係る各種点検を確実に実施し、不具合箇所の早期発見、早期対応に努めます。点検・診断等により修繕等の優先度が高い施設については、必要な応急措置を実施します。

なお、尚白園は、耐震改修工事済みですが、東福祉館は、令和5年度に耐震改修工事を実施する予定であり、引き続き利用します。

川崎会館及び高水会館は、施設の建替えや大規模修繕等を検討する場合には、

近隣の公有施設の利活用も含めて検討します。

第6章 計画期間ですが、本計画の計画期間は、5年間とし、令和9年度までとします。

以上が計画改訂案の概要です。

今後の流れとしましては、9月開催予定の人権施策推進審議会、12月の市議会、委員会でも計画改訂案を提示し、ご意見を伺い、3月に公表する予定としております。

以上で説明を終わります。

(会 長) ただいま、事務局より説明がありましたが、委員の皆様からご意見等がありましたら、お願いします。

(委 員) 耐震工事に関して、令和5年度に東福祉館を実施予定と説明がありましたが、川崎会館と高水会館については、今後どのような予定としているのでしょうか。

(事務局) 川崎会館については、昭和61年度に増改築しており、高水会館については、1階建てということで、当時、周南市耐震改修促進計画で耐震化を実施する対象建築物にならなかったという状況であり、今後についても、先程の施設の方向性で申しましたように、施設の建替えや大規模修繕等を検討する場合には、近隣の公有施設の利活用も含めて検討していくこととしています。

(会 長) ありがとうございます。その他に委員の皆様からご意見等がありましたら、お願いします。

(委 員) 先程、東福祉館から色々な行事のご説明がありましたが、盆踊り大会に関して、どれくらいの年数続けてこられたのでしょうか。

(事務局) 少なくとも30年以上は経つと思われれます。

(委 員) ずっと昔からですからね。30年は経ちます。

(委 員) いずれにしても、何十年という長きにわたって続けてこられたのですね。分かりました。参考までにお聞きしました。ありがとうございました。

(会 長) その他、何かご意見等がありましたら、お願いします。

(委 員) 尚白園に関してですが、館長が次から次へと変わることから、何か相談に行っても相談にならないため、大変弱っております。相談しても分からないと言われたらそれまでなので、何をするのに自分らで押し進めざるを得ない状況です。だからこそ、せめて2年程度は続けてもらいたいです。

(事務局) 館長については、会計年度任用職員ということでお願いさせていただいておりますが、私共といたしましても、制度の範囲内で可能な限り長く続けていただくよう、今後ともお願いしていきたく思っておりますので、ご理解の程、よろしくお願いたします。

(会 長) 併せて、引継ぎ等もきちんと行われる体制を整えれば、それまでの様子等も把握できるかと思っておりますので、是非とも、取り組んでいただければと思います。

(事務局) 分かりました。ありがとうございます。

○「その他」

(会 長) せっかくの機会でもありますので、その他、委員の皆様から何かありましたら、お願いします。

(委 員) 特になし。

9 閉 会

(会 長) 特にないようでしたら、事務局においては、今後、本日の委員の皆様の意見を踏まえた運営に努めていただきたいと思います。

以上で、本日の議事を終了いたします。議長の役を終え、事務局にお返ししたいと思いますので、よろしくお願いたします。

(事務局) ありがとうございます。

以上で、本日の周南市隣保館運営員会を終了いたします。

委員の皆様、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございました。

お帰りの際は、事故等に十分お気をつけてお帰りください。

本日は、お疲れ様でした。